表 4 穀物流通の商人タイプ別独占度 $(m_{ij}/c_{v\ ij})$

流通段階別 商人グループ	トウモロコシ	籾	精米	大豆	キャッサバ
生産地:					
小集荷商	2.4	4.68	2.38	11.4	
収穫請負人	2.24	4.04		12.82	1.72
集荷商	1.54	3.23		11.21	
精米兼集荷商	2.75	5.5	7.99	19.65)
集荷仲買兼精米商					
_(産地ブローカー)	3.33	5.9	5.69	9.05	1.9
集散地:					
集産地精米兼卸売商	1.5	5.6	3.44	13.77	' 3

Source: Yonekura, 1995.

表3 中ジャワ州内3県における廃止対象地方税・課徴金:経済事業活動、流通、

農産物輸送関連(1997年第18号法による)

クラテン プレベス トゥマングン 課税・課徴

地方税

屠殺税

無動力車両税

鳥かご税

事業登録税

事業所税

渡舟税

地方課徴金

行政事務費

道路・橋梁免除料

無動力車両料

無動力車両検査料

トウガラシ/ネギ栽培許

可料

精米所営業料

食堂営業料

輸送車輛集積地料

事業所課徴金

畜産動物手帳代

畜産動物計量料

牽引用役畜検査料

豚舎経営料

ミルク検査料

チーク伐採許可料

出所:前表に同じ。

規制緩和による流通マージンの縮小: 食用作物、野菜、水産物、畜産物 表1

(単位:%)

農産物	調査地		流通マージン			生産者価格/消費者価格 1)			
	(州・県)	販売相手 商人	規制緩 和前	規制緩 和後	変化	規制緩 和前	規制緩 和後	変化	
アカタ マネギ	NTB・ビマ	バンジャルマ シン集荷商	2.3	13.2	10.9	57	75	18	
ジャガ イモ	ジャンビ・クリンチ - パダン	地域間取引商	14.0	11.0	-3.0	82	85	3	
. –	南スラウェシ・ゴワ - バリックパパン	島嶼間取引商	20.6	6.7	-13.9	60	71	11	
ミカン	ネッ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	地域間取引商	11.5	5.4	-6.1	70	75	5	
海水魚	ヨグヤカルタ・グヌン キドゥル	郡レベル集荷 商	3.1	13.5	10.4	86	80	-6	
	ルスラウェシ・ゴロン タロ	郡レベル集荷 商	29.3	12.8	-16.5	60	80	20	
エビ 牛乳	ァロ 南スラウェシ・ボネ 西ジャワ・スカブミ	輸出商 小売商	11.1 28.8	10.8 19.5	-0.3 -9.3	85 50	88 60	3 10	
肉牛	南スラウェシ・ボネ	島嶼間取引商	12.3	8.9	-3.4	81	88	7	
	北スラウェシ・ゴロン タロ	バンジャルマ シン集荷商	31.0	10.9	-20.1	60	83	23	
	NTB・ビマ	ジャカルタ集 荷商	11.5	7.3	-4.2	73	80	7	
	NTB・東ロンボク	ジャカルタ集 荷商	3.8	2.2	-1.6	86	89	3	
761	東ジャワ・サンパン	小売商	12.0	10.6	-1.4	86	87	1	
アヒル 卵	南カリマンタン・フル スンゲイトゥンガ	県レベル集荷 商	21.2	11.7	-9.5	78	88	10	

出所: Syaikhu Usman; M. Sulton Mawardi; Nina Toyamah; Vita Febriany; Sudarno Sumarto; Roger M. Montogomery; and Jacqueline L. Montogomeroy. "Deregulasi Perdagangan Regional: Pengaruhnya Terhadap Perekonomian Daerah dan Pelajaran yang Diperoleh." Jakarta: Sumeru Research Institute, December 1999. 注:¹⁾ 丸めの誤差を含む。

表 2 ジョクジャカルタ特別区における規制緩和・廃止:

経済事業活動、流通、農産物輸送関連(1997年第18号法)

	晨座物輸达関連(1997 年第 1 8 号法)
課税・課徴	存続・廃止
地方税	
動力車両税	更新
動力車両名義変更	税 更新
車両燃料税	新設
地方課徴金	
行政事務費	廃止
林産物競売料	廃止
畜産業認可料	廃止
畜産物移出許可料	課徴金のみ廃止
食堂営業料	県市課徴金に移行
水産物競り場料	課徴金のみ廃止
水産業認可料	課徴金のみ廃止
地下水掘削・利用	料 県市課徴金に移行
動力車両検査料	更新
路線認可料	更新

出所:前表に同じ。